

別表第2（第3条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
<p>1 廊下その他 これに類する もの（以下「廊 下等」という。）</p>	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 駐車場、学校等（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>2 階段</p>	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>

	<p>オ 駐車場、学校等及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの にあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うた めに、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの である場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導する ことができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 便所</p>	<p>(1) 利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する 階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関 する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件 （令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。）に定める基準 等に従い配置するものについては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1（男子用及び女子用の区別 がある場合にあつては、それぞれ1）以上は、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。） ただし、国土交通省告示に定める基準に従い配置するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる ものとして、次に定める構造の便房（イ及びフの項において「車椅子使用者用便房」という。） を1以上設けること。</p> <p>(7) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(4) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法 により表示すること。</p> <p>ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。</p> <p>(7) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチ メートル以上とすること。</p> <p>(4) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。</p> <p>(3) (1)の規定により設ける便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それ ぞれ1）以上には、洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により 表示すること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>(4) (1)の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き 小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これら に類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、 図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、 公衆便所及び官公庁の施設にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の 区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便 房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることが できる場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、 図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあ つては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それ ぞれ1）以上には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示</p>

	<p>すること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に定める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 当該駐車施設に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
6 敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化経路にすること（学校等を除く。）。ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と同項第3号の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。））との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との</p>

間の上下の移動に係る部分を除く。)

イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(13の項のウの(ア)の規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)

ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)

エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。

ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、160センチメートル(共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないもの)にあっては、120センチメートル)以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること(共同住宅等を除く。)

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、階段に代わるもの)にあっては120センチメートル以上、階段に併設するもの)にあっては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のもの)にあっては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(カに定める構造のもの)を除く。(ク)及び(ケ)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とし、当該エレベーターの付近に、その旨を見やすい方法により表示すること(共同住宅等を除く。)

(ア) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

- (ウ) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (エ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (オ) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (カ) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (キ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (ク) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(キ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること(駐車場に設けるものを除く。)
 - a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - b 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(ク)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。
 - a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
 - b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。
 - d 籠内には、手すりを設けること。
- カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件(平成18年国土交通省告示第1492号)に定める構造とし、当該エレベーターその他の昇降機の付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。
- キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
 - (ア) 幅は、160センチメートル(共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあつては、120センチメートル)以上とすること。
 - (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。
 - (オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。
 - a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

	<p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキに定めるところによることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>8 案内設備</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機、4の項に定める構造の便所又は5の項の(2)に定める構造の車椅子使用者用駐車施設の配置について、文字等と地色の明度の差が大きいい色とすること等により読みやすく表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4の項に定める構造の便所の配置について、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
<p>9 案内設備までの経路</p>	<p>(1) 道等から8の項の(2)に定める構造の設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分（1の項のイのただし書に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）</p>

10 浴室	<p>病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の浴室（共同のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
11 客席	<p>(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 興行場等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。</p> <p>ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該客席に設ける座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(3) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平たんとし、かつ粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ウ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路（(3)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
12 授乳所その他これに類するもの（以下「授乳所等」という。）	<p>興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子・父子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。</p> <p>ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの</p> <p>イ 手洗い設備</p> <p>ウ 給湯器</p> <p>エ 椅子</p>

13 客室	<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 次に定める構造の便所を設けること。</p> <p>(ア) 便所内に4の項の(1)のアに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 便所内に4の項の(1)のウに定める構造の洗面器を設けること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>エ 次に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>(ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>(イ) 10の項のイ及びウに定める構造とすること。</p>
14更衣室及びシャワー室	<p>体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p> <p>エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
15 レジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)及び改札口	<p>1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p>

(注) この表において「利用者の用に供する」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する特定建築物である施設については「多数の者が利用する」を、同法第2条第19号に規定する特別特定建築物である施設については「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」をいう。

2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>2 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては350センチメートル以上、その他の道路にあつては200センチメートル以上とすること。</p> <p>3 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。</p> <p>5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。ただし、当該縁端のうち、視覚障害者誘導用ブロックの敷設その他の必要な措置をし、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる部分については、この限りでない。</p> <p>6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>7 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。</p> <p>イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比や明度差が大ききこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるものとする。</p>
2 横断歩道橋	<p>横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>5 床面において20ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。</p>
3 地下横断歩道	<p>地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>4 出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。</p> <p>5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。</p>

3 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口は、次に定める構造とすること。ただし、次に定める構造の出入口が1以上ある場合であって、地形の状況その他の特別な理由により次に定める構造の出入口の整備が困難であるときは、当該構造によらないことができる。</p> <p>1 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>2 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>3 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 5の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む）</p>

	<p>以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。)を併設すること。</p>
<p>2 園路(歩行の用に供するものに限る。以下同じ。)</p>	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウの場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 階段(その踊場を含む。以下この表から5の表まで及び様式第2号その3から様式第2号その5までにおいて同じ。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>3 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>4 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを</p>

	<p>得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>5 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。</p> <p>6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>7 3の項に定める構造の駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
3 駐車場	<p>1 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示を分かりやすい方法により行うこと。</p>
4 案内板	<p>公園全体の概要を示す案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>2 当該案内板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>3 1の項に定める出入口の付近に設けること。</p>

4 河川

整備項目	整備基準
1 傾斜路	<p>河川区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中で水平面を設けること。</p> <p>4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
2 遊歩道	<p>河川区域内に遊歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、180センチメートル以上とすること。</p>

	<p>3 縦断勾配は、5パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。</p> <p>4 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>6 水辺に接する部分には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
3 階段	<p>河川区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 つまづきにくい構造とすること。</p>

5 海岸

整備項目	整備基準
1 傾斜路	<p>海岸保全区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。</p> <p>4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
2 階段	<p>海岸保全区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>2 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 つまづきにくい構造とすること。</p>

6 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
駐車場	<p>1 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p>

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

5 傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。